

災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし

令和7年2月7日（金）に北塩原村が災害救助法を適用されたことに伴い、以下の対象者について屋根雪の除雪等に対する支援を行います。

対象者	以下の要件に<u>すべて</u>当てはまる方 ①居住している家屋が倒壊の可能性がある、生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合 ②自力で除雪することができない方 （高齢者や障がい者で、対応できる家族等が県内にいないなど） ③事業者に依頼する資力がない方 （住民税非課税世帯）
経費	北塩原村が負担します（村が発注します）
支援内容	要件に該当する方の住家の屋根の雪下ろし作業 ※あくまでも、住家倒壊等の危険性を排除するための除雪です。 ※住家倒壊等の危険性がない場合は対象となりません。 ※住家以外の店舗、倉庫、車庫等は対象外です。
対象事例	応急的な救助として実施するため、家屋倒壊等の危険性がある場合が対象となります。 下記の状況が確認できても、軽微なものは対象となりませんのでご了承ください。 ・雪の重みにより、住宅に軋みが生じている。 ・雪の重みにより、住宅の出入り口の開閉に支障が生じている。 ・積雪が窓ガラスに密着して、窓ガラスが割れるおそれがある。 ・降り積もった雪と屋根雪がつながって、窓ガラスや壁面を損傷させるおそれがある。 ・プロパンガスや給湯器が設置されている場所が雪により埋まり、設備の交換作業ができない。 ・屋根から下ろした雪が住宅の側面に大量にあり、これ以上屋根雪を下すことができない。
受付期間	令和7年2月13日（木）～21日（金） 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
申込方法	北塩原村豪雪対策本部へ電話で相談・申込  0241-23-3111 ※現場調査（倒壊や破損、落雪の危険性等）の結果、災害救助法に該当しない場合もあります。